

西宮市立学校教職員海外派遣実施要綱

西宮市教育委員会事務局教育研修課

(趣 旨)

第1条 この要綱は、西宮市教育委員会事務局教育研修課生徒海外派遣事業にかかる市立学校教職員の派遣について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 生徒海外派遣事業における生徒引率にあたるとともに、諸外国における教育事情の実態等の調査研究を通じて、次のことを目指す。

- (1) 国際的な視野を広め、国際教育及び教育的資質の向上を図る。
- (2) 調査研究の成果を西宮市立学校園の運営並びに教育指導に反映し、生かす。

(派遣の対象者)

第3条 派遣の対象者（以下「派遣職員」という。）は、原則として本市在職3年以上の学校園教職員で、心身ともに健康な者とする。

(派遣内容)

第4条 次にあげる生徒海外派遣事業にかかわる生徒引率業務とする。

- (1) 西宮市立中学校中学生米国（スポークン市）夏期キャンプ等生活体験

(研修費用)

第5条 派遣職員に支給する旅費は、教育職員の旅費に関する条例施行規則第4条の2に基づき、西宮市教育委員会事務局が負担する。

(サービスの取り扱い)

第6条 派遣期間中のサービスについては、公務出張扱いとする。

(派遣人数)

第7条 派遣者の人数は、毎年度、予算の範囲内で決定するものとする。

(派遣職員の決定)

第8条 派遣職員の決定は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 派遣候補者の中から、別に定める西宮市立学校教職員教育海外派遣者選考基準に基づき、委員会事務局で選考する場合
- (2) 教育長の指名による場合

(復 命)

第9条 派遣職員は期間終了後、2ヶ月以内に8,000字以上にまとめた報告書を提出する。報告書は、教育行政及び教育推進に供する。なお、必要に応じて報告会等を開く場合がある。

付則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。